質 問 書

2022 年 5 月 30 日

「アジア地域 ASEAN 共同体におけるフードバリューチェーン強化の取り組みに係る情報収集・確認調査」
（公示日:2022 年 5 月 18 日／公示番号　22a00154）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.10 第 5 条　調査の内容 （３） ④ 上記（２）①および②の今後の展開に対する加盟国の要望	4 つの関連する Sectoral Working Groups が所管する施策のうち、それぞれ最低 1 つを抽出し、「A : 施策の適用によって高い効果が認められる国 1 か国」「B : 適用が滞っている国 1 か国」を抽出し現地調査を行う、とありますが、これは、4 施策×2 種類で、重複がない場合には最大 8 か国の現地調査を行うという考え方でよろしいでしょうか。	現地調査を想定しているのは、第 2 章　特記仕様書案　第 5 条　調査の内容（3）②で、④ではありません。現地調査を実施する国数は、4 施策ごとにそれぞれ 2 か国を選ぶので、重複がなければ最大 8 か国になるというのは、ご理解のとおりです。
2	p.10-11 第 5 条　調査の内容 (3)　の（注） および p. 15-16 2. 業務実施上の条件 (1)業務工程	プレ公示の段階では「3 か国程度で現地調査を実施」との記載があり、指示書では、A,B、タイの 3 か国において調査をすると理解いたしました。3 か国以外では、現地調査を想定しないという理解でよろしいでしょうか。	プレ公示段階では、「調査項目③SOM-AMAF や Sectoral Working Group が提唱する施策の、加盟国における展開にかかる実態把握」のために、それぞれの施策ごとに「3 か国程度で現地調査を実施」するという想定でした。しかし業務内容や量が明らかになるように、第 2 章　特記仕様書案　第 5 条　調査の内容　（３）の（注）に記した通

			り、取り上げる施策は Sectoral Working Group 毎に最低一つ、各施策で現地調査の対象とするのは A カテゴリーと B カテゴリーの 2 か国と整理しました。 第３章　プロポーザル作成に係る留意事項　２．業務実施上の条件（１）業務工程　６）現地調査３で、「対象とする２か国」とあるのは、一つの施策における現地調査対象国を意味します（質問１への回答も参照願います）。 他方、第 2 章　特記仕様書案　第 5 条　調査の内容　（４）で、FVC 強化の歴史的変遷に関する情報収集と分析を行う ASEAN 加盟国としてタイを想定する、と記載しましたが、脚注 12 にあるように、タイに限定しているわけではありません。
3	p. 11 第 5 条　調査の内容 (3)　の（注）	ステークホルダーを招いてのフォーカスグループディスカッションの参加者について、何名くらいを想定されているでしょうか、また、会議場所については JICA 事務所の会議室の貸与が可能でしょうか。若しくは、外部のホテルを想定するということでしょうか。	誰を招くべきかは、施策の内容、対象国の状況によって変わってくると思われるので、現時点で参加人数の目安を示すことは困難です。生産から加工、流通、消費といった一連の流れに関わる官民の幅広いステークホルダーが集まって意見交換することは有意義である一方、人数が多すぎる（20 名程度が限度か）と活発な議論の展開が期待できないため、調査方法を提案するにあたって

			は両者のバランスに留意してください。 会場に関しては、予約がとれればJICA事務所の会議室を使用することも可能ですし、ホテルの会議室を使用することも選択肢として考えられます。参加者の集まりやすさを考慮して、会議の開催方法を提案ください。
4	p. 11 第5条　調査の内容 (4)　④	プレゼンテーション資料の作成とありますが、本調査では資料の作成のみで、セミナー等の開催はなしとの理解でよろしいでしょうか。	現時点では、作成した資料を用いてセミナー等を開催する予定はありません。